信濃町いのち支える自殺対策計画

平成 31 年4月 信 濃 町

はじめに

自殺を選択してしまう背景には、様々な社会的要因があり、こころの問題のほか、 過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立といった要因があります。その多く は追い込まれた末の死であり、防ぐことができる社会的な問題であるとされています。

そのため、自殺対策は保健・医療分野のみならず、福祉・教育・労働等の関連施策が連携した「生きることの包括的な支援」として地域の様々な課題にきめ細かく取り組むことが必要です。

信濃町の自殺者数は、厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」によると自殺で亡くなった人は平成21年から29年の過去9年間で27人となっており、その年々で増減があるものの、年平均で3人の方が自殺に追い込まれているという現状があります。

本計画では、町内の関係団体や国・県など関係機関と連携を図り、「生きることの 包括的な支援」として推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない信濃町」の実現 を目指してまいります。

自殺対策の推進に向け、町民の皆様のより一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成31年4月信濃町長 横川 正知

<u>第 1</u>	章	計画	策定	<u>'</u> の	趣	旨	等																						
1	計	画策	定の)趣	旨	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	言	画の	位置	Ċ	け	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	言	画の	期間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
4	計	画の	数値	自	標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
<u>第 2</u>	章	信濃	町の	自	殺	の	現	状																					
1	É	段の	現状	÷ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
((1)	自殺	者数	と	自	殺	死	亡	率	0	推	移																	
((2)	年代	別自	殺	者	数																							
((3)	自殺	者の	有	職	•	無	職		同	居	人	0	有	無														
2	ŧ	え援が	優先	: t	れ	る	べ	き	対	象	群	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
第3	章	自殺	対策	の	基	本	方	針																					
1	砉	基本方	針•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
((1)	生き	るこ	. と	0)	包	括	的	な	支	援	لح	し	て	推	進													
((2)	関連	施策	ŧ Ł	連	携	化	L	た	総	合	的	な	取	組														
((3)	対応	の段	階	に	応	U	た	対	策	(D)	連	動																
((4)	実践	と啓	発	を	両	輪	لح	L	7	推	進																	
((5)	関係	者の)役	'割	0)	明	確	化	ح:	連	携	•	協	働	0)	推	進											
<u>第 4</u>	章	自殺	対策	<u> </u>	お	け	る	施	策	(取	組)																
1	坩	ὑ域・	町内	りに	お	け	る	ネ	ツ	1	ワ		ク	0)	強	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
2	É	段対	策を	支	え	る	人	材	育	成	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
3	田	「民へ	の啓	発	الح	周	知	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
4	生	Eきる	こと	\mathcal{O}	促	進	要	因	^	0	支	援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
5	幸	昔者へ	の自	殺	対	策	0)	強	11	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
6	声	新齢者	の自	殺	対	策	0)	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
7	生	:活困	窮者		無	職	•	失	業	者		勤	務	問	題	0)	自	殺	対	策	0	促	進	•	•	•	•	•	17
<u>第 5</u>	章	自殺	対策	の	推	進	体	制																					
1	V	いのち	支え	る	信	濃	町	自	殺	対	策	推	進	本	部	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
2		[濃町										•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		18
<u>資料</u>																													
1	É	段対	策基	本	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
2	信	[濃町	自殺	対	策	推	進	協	議	会	設	置	要	綱	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

我が国では、平成10年から14年間連続で自殺者数が毎年3万人を超えており、平成18年には「自殺対策基本法」が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者の年次推移は減少傾向にありますが、現在でも2万人を超える水準となっています。

信濃町においても、過去9年間で27人が自殺に追い込まれ、尊いいのちが失われている現状があります。

このような状況の中、平成28年4月に「自殺対策基本法」が改正され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し「生きることの包括的な支援」として実施するため、全ての自治体に地域の実情に応じた自殺対策計画の策定が義務付けられました。

本計画では、町民一人ひとりが「いのち」の大切さについて考え、支え合う中で「誰も自殺に追い込まれることのない信濃町」の実現を目指し、生きる支援を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、国の定める自殺総合対策大綱及び信濃町の実情に応じた施策を示したものであり、「信濃町第5次長期振興計画」(平成22~31年度)をはじめ、「第3期信濃町地域福祉計画」(平成27~31年度)、「健康しなの21(第2次)」(平成25~34年度)など、関連する他の計画との整合性を図っていきます。

3 計画の期間

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱がおおむね5年に一度を目安として改訂されていることから、この計画の期間は、平成31年度(2019年度)から2023年度までの5年間とします。

また、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の数値目標

本町では、平成21年から平成29年までの過去9年間において、年平均で3人が自殺で亡くなっています。過去2年間は、毎年1人が自殺で亡くなっていることから、信濃町の「自殺者数0人」を目標とします。

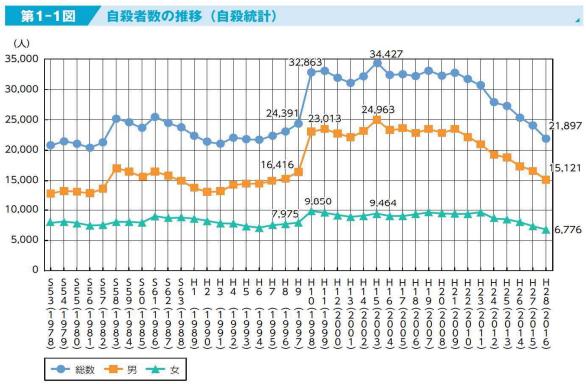
第2章 信濃町の自殺の現状

1 自殺の現状

(1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

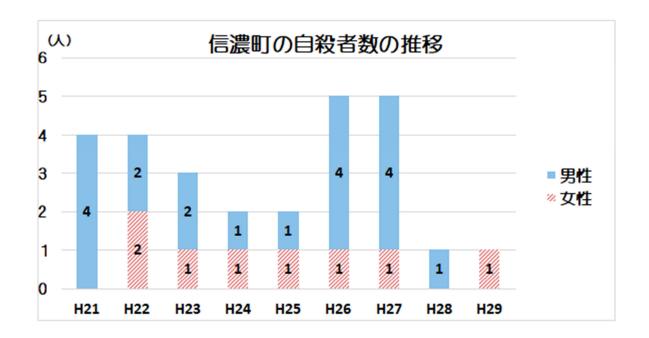
全国では、平成 15 年の 34,427 人をピークに年々減少しているものの、平成 28 年は 21,897 人と未だ 2 万人以上が自殺で亡くなっている状況です。

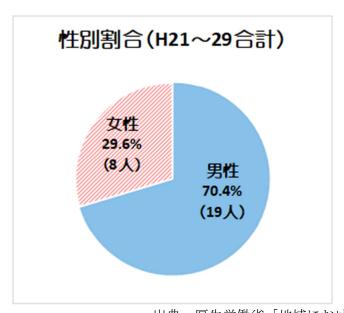
日本の自殺者数の推移(平成29年版「自殺対策白書」第1-1図)



資料:警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

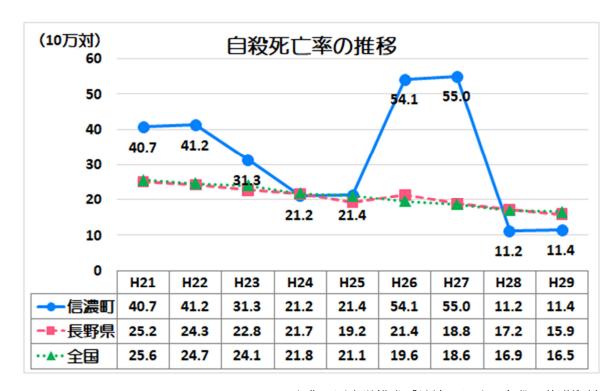
信濃町では、平成 $21\sim29$ 年の過去 9 年間に自殺で亡くなった人は、27 人(年平均 3 人)となっており、男性が 7 割を占めます。





出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

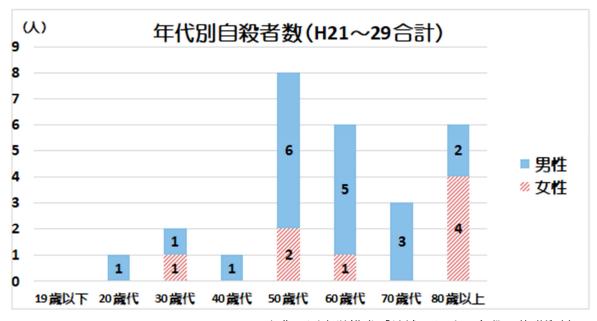
自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)は、平成28年から全国及び長野県を下回っています。信濃町の人口規模では、年間自殺者数が2人だと全国及び長野県とほぼ同じ、3人以上は全国及び長野県の自殺死亡率を大幅に上回ることとなります。



出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 年代別自殺者数

平成 21~29 年の過去 9 年間に自殺で亡くなった人を年代別に見ると、50 歳代以上の自殺者数が 23 人(85.2%)で、その多くを占めます。

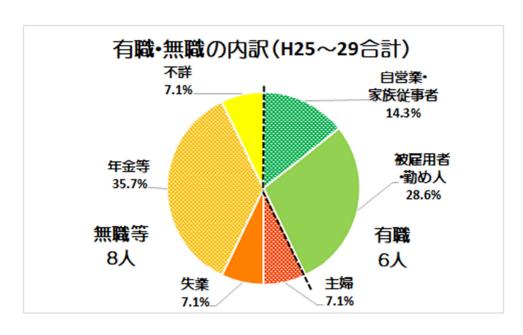


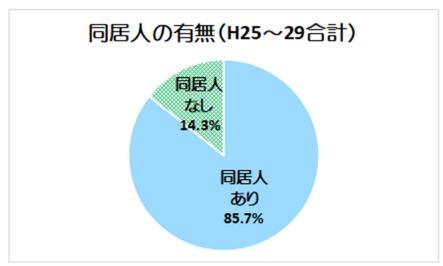
出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(3) 自殺者の有職・無職、同居人の有無

平成 25~29 年の過去 5 年間に自殺で亡くなった 14 人の状況を見ると、有職・無職の割合には大きな差は見られず、多くの人には同居人がいます。

同居人がいる場合、特に遺族への影響も大きいものと考えられ、周囲の理解や情報 提供、支援の必要性があります。





出典:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2018)」

2 支援が優先されるべき対象群

自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、平成25年~29年の5年間で、町において自殺者が多い属性(性別×年代別×仕事の有無別×同居人の有無別)の上位5区分が示されました。これらの特徴を踏まえ、「高齢者、生活困窮者、無職者・失業者、勤務・経営」に重点をおき、取組を進めていく必要があります。

その対策については、第4章 自殺対策における施策(取組)の「6 高齢者の自殺対策の推進(16ページ)、7 生活困窮者、無職・失業者、勤務問題の自殺対策の促進(17ページ)」の項目に記載しています。

地域の主な自殺の特徴(特別集計(自殺日・住居地、H25~29年合計))

上位 5 区分	自殺者数 5年計	割合	自殺 死亡率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
〔1位〕 男性 60 歳以上無職同居	3	21.4%	71. 9	失業(退職)→生活苦+介護の悩み (疲れ)+身体疾患→自殺
〔2位〕 女性 40~59 歳無職同居	2	14. 3%	108. 5	近隣関係の悩み+家族間の不和→う つ病→自殺
〔3位〕 男性60歳以上有職同居	2	14.3%	48. 5	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→ アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介 護疲れ→うつ状態→自殺
〔4位〕 男性 40~59 歳有職同居	2	14. 3%	45. 5	配置転換→過労→職場の人間関係の 悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
〔5位〕 女性60歳以上無職同居	2	14. 3%	25. 5	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

出典:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2018)」

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。 *自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。 **「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にした。

第3章 自殺対策の基本方針

1 基本方針

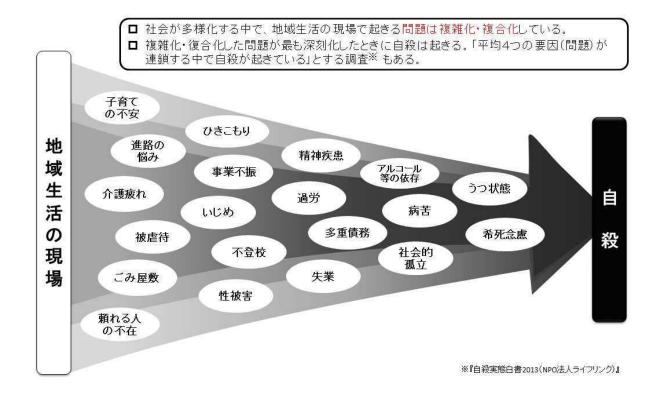
平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本町では以下の5点を、自殺対策における「基本方針」としています。

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、過労、失業や多重債務での生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

自殺の危機要因イメージ図(厚生労働省資料)



(2) 関連施策と連携化した総合的な取組

自殺に追い込まれそうな人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、自殺のリスク要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連分野の取組を包括的に実施する必要があります。

関係者それぞれが自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要であり、特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

(3)対応の段階に応じた対策の連動

自殺対策は、個々人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、問題を複合的に 抱える人に対して関係機関等の連携による包括的な支援を行う「地域連携のレベル」、 支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る 「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自 殺リスクの低下につながり得る、効果的な対策を講じるためには、様々な関係者の協 力を得ながらそれぞれのレベルにおける取組を、強力かつ総合的に推進していくこと が重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校では今後、児童生徒等を対象に、「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされます。

(4)実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

全ての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早期に気づき、必要に応じて様々な分野の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

(5) 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない信濃町」を実現するためには、国や県、他の 市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より町民の皆さん一人ひとりと連携・ 協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。

そのためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、情報を共有した上で、 相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

第4章 自殺対策における施策(取組)

1 地域・町内におけるネットワークの強化

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他様々な分野の施策、多様な組織等が密接に連携する必要があります。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域におけるネットワークの強化を図ります。

事業(取組)名	内 容	担当課
いのち支える信濃町 自殺対策推進本部	庁内の関係部署が連携し、包括的に推進するため、庁内横断的な体制を整える。 【年1回開催】	住民福祉課
信濃町自殺対策推進 協議会	関係機関が連携及び協力し、自殺対策を総合的かつ効率的に推進するため、協議会を設置する。 【年1回開催】	住民福祉課
長野精神保健福祉 協議会	長野地域の保健・医療・福祉等関係機関が 連携を図り、精神保健福祉について普及啓 発を行い、こころの健康の向上を目指す。	住民福祉課
民生児童委員活動	地域住民の様々な相談に応じ、援助を行う など身近な存在として活躍している。地域 との繋がりが強く、引き続き連携を図る。	住民福祉課

2 自殺対策を支える人材育成

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、 支援することが重要です。そのため自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する 上での基礎となる重要な取組です。様々な分野の関係者のほか幅広い支援者を対象に 研修等を実施し、人材を育成していきます。

事業(取組)名	内 容	担当課
ゲートキーパー養成 研修会	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができるゲートキーパーの研修会を開催し、人材の育成に努める。 【信濃町職員の受講率向上(現状 10.5% ⇒25%】	住民福祉課(関係課等)
自殺対策関連の研修	保健、医療、福祉関係の担当者がケースに 対応した支援ができるよう積極的に研修 を受講し、資質の向上に努める。	住民福祉課
SOSの出し方に 関する教育の研修	実効性のある授業とするため、教職員向けの「SOSの出し方に関する教育」研修を受講し、資質の向上に努める。	教育委員会

3 町民への啓発と周知

自殺のリスクを抱えた人を適切な支援につなげるためには、地域のネットワーク強 化や人材育成等とともに、町民に対する啓発や相談支援機関の周知が必要です。

町民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供するとともに、自殺対策について理解を深められるよう普及啓発を図ります。

事業(取組)名	内 容	担当課
役場庁舎や公共施設 等での普及啓発	窓口やロビー等でリーフレットの配布に よる普及啓発を行う。9月の自殺予防週 間、3月の自殺対策強化月間の期間中は、 ポスターの掲出やポケットティシュなど の啓発グッズを活用し、普及啓発に努め る。	住民福祉課
広報誌や Web サイト での普及啓発	それぞれの媒体を活用した情報発信を行 い、普及啓発に努める。	住民福祉課
健康づくり出前講座	希望により行われる各種教室や地域の集まり等での出前講座の際に、こころの健康 や自殺対策に関し町民一人ひとりの役割 や正しい知識について普及啓発を図る。	住民福祉課
町民向けイベント 開催	町民に向けた講演会や各種教室等のイベ ントにおいて、リーフレットや啓発グッズ を配布し、普及啓発を図る。	住民福祉課(関係課等)

4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増や すという双方の取組を通じて、自殺のリスクを低下させる必要があります。

こうした点を踏まえ、様々な分野における「生きることの包括的な支援」の取組を 推進します。

事業(取組)名	内 容	担当課
相談会開催等	様々な悩みや心配事について、精神保健福 祉士による相談会を実施する。(毎月1回) また、随時、保健師による電話相談も受け、 必要に応じて専門家につなげる。	住民福祉課
放課後子ども教室 事業	地域交流施設を拠点として、小学4年生から6年生までの児童を対象とし放課後や 週末等において様々な学習・スポーツ・文 化活動等や地域住民等との交流事業を行い、生きる力を育む。	教育委員会
障がい者への支援	適切な福祉サービスの提供を行うととも に、家族会の運営や相談などその家族に対 する支援を行う。	住民福祉課
子育て支援事業	「木育ルームなかよし」を運営し、乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場を設置する。また、保護者の相談者として発達支援専門相談員(臨床心理士)を設置して、早期から発達支援を行う。	住民福祉課教育委員会
各種教室、講演会等の 開催	健康教室、介護予防教室や講演会等を実施 し、高齢者等のひきこもりを予防し、活動 や交流を通して心身の健康づくりを支援 する。	住民福祉課

5 子ども・若者への自殺対策の強化

問題を克服した経験が少ない、人間関係が希薄、自己肯定感が低いなど、「生きることの促進要因」が少ない子ども・若者は、些細な出来事に対しても大きく傷つき、自殺のリスクが高まる可能性があります。

信濃町では、年代別自殺者数でみると19歳以下は0%、20~30代は約11%と全体に占める割合は低くなっていますが、早い時期から自殺対策について理解を深め、問題への対処方法や支援先などの情報を身につけることで、将来の自殺リスクの低減につながり得るため、関係機関が連携した支援を推進します。

事業(取組)名	内 容	担当課
SOSの出し方に 関する教育の実施	自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に位置付けられた「SOSの出し方に関する教育」について実効性のある授業を実施する。 【期間内に実施】	住民福祉課教育委員会
いのちの教育 講演会の開催	9年生(中学3年生)を対象に、いのちの 大切さを考えるための講演会を開催し、自 尊感情を育み精神的に成長していく力を 高める。	住民福祉課教育委員会
心の教室相談員の 設置	学習支援、生活支援、相談支援、自立活動 を機能とするリソースルームを校内に設 置し、心の相談員及びカウンセラーを配置 する。	教育委員会
いじめ防止対策	いじめ防止基本方針の点検と見直し、個別 支援等を通じて、いじめの早期発見、即時 対応、継続的な発生予防を図る。	教育委員会
相談窓口の普及啓発	町で実施しているこころの健康相談や長 野いのちの電話、チャイルドラインなど、 町内外の相談窓口の普及啓発を強める。	住民福祉課
母子保健事業	妊産婦の体調や子育て不安による産後うつの早期発見、早期治療につなげるため、 妊産婦健診、新生児訪問、産後ケア事業を 実施する。また、産前産後に発生する様々 な悩みや心配事、体のケアに対応し、産前 産後サポート事業によるフォローも行う。	住民福祉課

6 高齢者の自殺対策の推進

高齢者は、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥ると生きがいの 喪失につながり、様々な問題を抱えたときに誰にも相談できず、自殺リスクが高まる と考えられます。

今後、高齢化がさらに進むにつれて、家族や地域との関係の希薄化により、社会的に孤立する高齢者が一層増加するおそれがあり、高齢者に向けた普及啓発や自殺対策に関する知識の向上、生きがいを感じることのできる地域づくりを推進します。

事業(取組)名	内 容	担当課
健康増進事業	集団健診や保健指導において、個々人の健 康状態を確認できる機会に、こころの健康 (悩みや心配事等)についても必要に応じ て相談を受ける。	住民福祉課
健康づくり出前講座	老人クラブや地域のお茶会サロン等での 出前講座の際に、健康づくりに合わせてこ ころの健康や自殺対策など生きる支援に ついて普及啓発を図る。	住民福祉課
介護相談対応	介護に関する様々な問題や悩みごとの相 談を受けることで、高齢者を介護する家族 の負担軽減を図る。	住民福祉課
介護予防事業	介護予防(健康)教室などを通じて閉じこもりや身体活動低下を防ぎ、孤立・孤独に陥ることがなくいきいきとした生活を送ることのできるよう支援する。	住民福祉課

7 生活困窮者、無職・失業者、勤務問題の自殺対策の促進

生活困窮や無職、失業状態にある人は、単に経済的な問題だけでなく、心身の健康や家族との人間関係、ひきこもり等、様々な問題を抱えていることが考えられ、自殺リスクが高い傾向があります。

生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策施策が密接に連携し、経済や生活面の支援のほか、心の健康や人間関係等の様々な問題に対して包括的な支援を推進します。

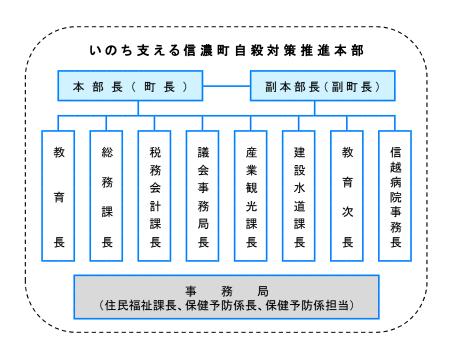
勤務問題では、国が推進している「働き方改革」について関係機関と連携し、普及 啓発を図ります。

事業(取組)名	内 容	担当課
生活困窮者自立支援 事業	生活就労支援センター「まいさぽ」や信濃 町社会福祉協議会と定例会議を開催、情報 共有を図り、生活困窮者や無職者等に対し 連携した支援を行う。	住民福祉課
納税相談等	税、保険料等滞納者の生活状況等を聞き取り、関係課と連携を図り、納税期間の猶予 など相談に応じる。	税務会計課住民福祉課
中小企業資金融資	低金利の融資に併せて保証料・利子補給などの助成を行い、融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握する。経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、必要に応じて適切な支援先へとつなげる。	産業観光課
ワーク・ライフ・ バランス等の推進	勤務問題による自殺のリスクを生み出さないための労働環境について、ワーク・ライフ・バランスの実現やメンタルヘルスの向上など、関係機関と連携し普及啓発を図る。	産業観光課

第5章 自殺対策の推進体制

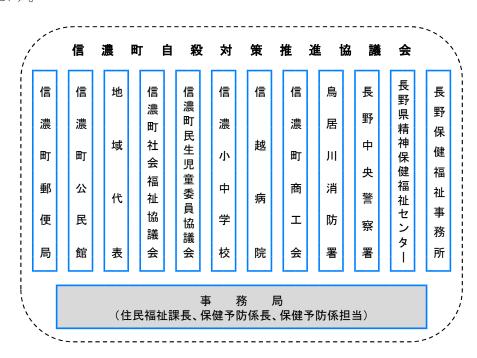
1 いのち支える信濃町自殺対策推進本部

関係部署の連携により包括的に推進するため、庁内横断的な体制を整えます。



2 信濃町自殺対策推進協議会

関係機関が連携及び協力し、自殺対策を総合的かつ効率的に推進するため、協議会を設置します。



1 自殺対策基本法

自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。
- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健 的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に 実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の 心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

- 第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。
- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活 の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条 及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

- 第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自 殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の 区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるもの とする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺 対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該 事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に 係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

- 第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、 当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生き ていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた 場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒 等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切 な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な 心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

- 第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。
- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

- 第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図る ものとする。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 信濃町自殺対策推進協議会設置要綱

信濃町自殺対策推進協議会設置要綱(平成30年信濃町告示第19号)

(設置)

第1条 自殺対策基本法 (平成18年法律第85号) の主旨に基づき、関係機関が連携及び協力し自殺対策を総合的、かつ、効率的に推進するため、信濃町自殺対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

- 第2条 協議会は、自殺対策の推進のために、次の事項を協議するものとする。
 - (1) 自殺対策の推進方法及び計画に関する事項
 - (2) 自殺対策推進のための情報交換及び連携協力に関する事項
 - (3) その他自殺対策の推進のために必要な事項

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命した12人以内で組織する。
 - (1) 保健・医療関係者
 - (2) 福祉関係者
 - (3) 警察関係者
 - (4) 教育関係者
 - (5) 商工業関係者
 - (6) 地域の代表者
 - (7) 関係行政機関の者
 - (8) 学識経験者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会は、委員以外の出席が必要であると認めるときは、出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(調整規定)

2 この要綱の施行日以後最初に開かれる信濃町自殺対策推進協議会は、第6条第1項中「会長が招集」とあるのは、「町長が招集」とする。

信濃町いのち支える自殺対策計画

平成31年4月

〒389-1392

長野県上水内郡信濃町大字柏原 428 番地 2

信濃町 住民福祉課 保健予防係

電 話:026-255-3112 (直通)

FAX: 026-255-6207

電子メール: hokennyobou@town. shinano. lg. jp